

保健福祉大学大学院保健福祉学研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則の規定に基づき、研究科教授会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 研究科教授会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 博士前期課程又は博士後期課程において、指導教員又は指導補助教員の資格を有する教授、准教授又は講師
  - (2) 博士前期課程又は博士後期課程において、指導教員及び指導補助教員の資格を有しないが、授業を担当している教授、准教授又は講師
  - (3) 博士の学位を有し、授業、実習、入学試験その他研究科の運営に携わっている助教
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は研究科教授会の構成員となることができない。
- (1) 本研究科を受験する意思を表明している者
  - (2) 本研究科の入学願書を提出した者
  - (3) 本研究科の入学試験に合格し、入学を予定している者
  - (4) 本研究科の在學生
- 3 前項に該当する教員が指導教員又は指導補助教員として大学院学生の指導に当たっている場合には、速やかに指導教員又は指導補助教員を他の教員に変更しなければならない。

(会議)

第3条 研究科教授会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるときは、副研究科長（副研究科長が置かれない場合は、あらかじめ研究科長が指名した教授）がその職務を代理する。
- 3 研究科教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし研究科長が必要と認めるときは、臨時に研究科教授会を開催することができる。
- 4 研究科長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、研究科教授会を招集しなければならない。

(成立及び議事)

第4条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって、出席と見なすことができる

- 2 研究科教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科教授会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員会への諮問)

第5条 研究科長は、審議事項のうち、必要があるときは、研究科教授会に諮り、常設若しくは臨時の委員会に諮問することができる。

- 2 前項の諮問を受けた委員会の委員長は、その審議の結果を研究科教授会に報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 研究科長は、必要に応じ構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 研究科教授会は、議事について議事録を作成する。

- 2 議事録は、事務局長が保管し、構成員の要求があったときは、閲覧に供する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。